

## 令和4年度「ふれあいファミリアミーティング」回答表【細野区】

No.	意見・要望	担当課	回答
1	<p>民有地や道路際の除草、樹木剪定（他の行政区でも同様、特に愛川地区）、土地所有者へ強力にプッシュできる体制、仕組みづくりを要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法律上の制約は承知しています。行政区や要望者だけの対応では限界です。</li> <li>・他の市町村に体制、方策を強化した具体例はありませんか。調査できませんか。</li> </ul>	<p><b>環境課</b> <b>道路課</b></p>	<p>民有地は、個人の財産でありますので、所有者等により適切な管理がされるべきと認識しておりますが、生活環境の保全上必要な清潔の保持がされていない「空き地」の場合や、道路パトロール等で草木の越境を発見した場合には、訪問や通知により伐採等の依頼を行っており、改善が見られない場合には、再度依頼を行っております。また、広報紙やホームページを活用した啓発を継続的に実施しているほか、急傾斜地の危険木の剪定については、今年度から補助金を創設し伐採費用を一部補助しております。</p> <p>なお、他市町村における条例制定の例として、愛知県一宮市が約2年前に制定した「一宮市空き地の不良状態の解消に関する条例」の例がありますが、民法上の解釈を変更するものではなく、条例制定前と比較しても取り扱いが大きく変わったことはないとのことでした。また、条例の中に、「必要な措置を講ずるよう命じた市長命令に従わない場合は、その旨を公表することができる」とした規定があるものの、適用に至った事例はないとのことです。</p> <p>さらに、同市のホームページにおいて、隣地（空き地）の雑草に困っているとの市民からの質問に対し、「空き地の管理責任は、土地所有者にありますので、まずは、土地所有者に困っていることを伝えることが大切です。土地所有者は、名古屋法務局一宮支局の土地登記簿（有料）で確認することができます。なお、市が私有地の雑草の刈取り等をすることはありません」と回答しています。</p> <p>こうした状況を踏まえ、条例を制定したとしても町で行える対応が大きく変わることはないことから、研究を進めていくことは必要かと認識しておりますが、現時点では、条例の制定についての検討は予定しておりません。</p>

No.	意見・要望	担当課	回答
2	<p>県道54号線・中津川堤防：愛川トンネル～愛川橋の雑草刈取り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雑草が道路まで飛び出しているため、道幅が狭まり定期バスが対向車の通過を待って通行しているケースがある</li> <li>・毎年、近隣の区民が厚意で草刈りを実施しているが、堤防は傾斜地であり作業には危険が伴う</li> <li>・雑草が繁茂する前に管轄する部署に強く草刈りを要望して欲しい</li> </ul>	道路課	<p>草刈り等について、管理者である厚木土木事務所へは様々な機会において要望しておりますが、改めて12月12日に、この区間について依頼したところ、中津川（愛川トンネル～愛川橋）の除草について、令和5年度から堤防除草（法肩部分）の実施を検討するとの回答がありました。</p>
3	<p>県道54号線・中津川堤防：愛川トンネル～愛川橋へのポイ捨て禁止看板設置。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・No.2と同一箇所です</li> <li>・交通量も多く細野区内で最悪のポイ捨て箇所です</li> <li>・雑草が繁茂していることもポイ捨てが多い原因</li> <li>・ポイ捨て禁止の看板を設置して頂きたい（馬渡方面に向かう車が見えるよう）</li> </ul>	環境課	<p>ごみのポイ捨てなど、広義の不法投棄は犯罪行為であり、行為者の住所等が特定可能な事案は、警察へ通報するなど捜査の協力を努めておりますが、その多くは解決に至っておりません。</p> <p>このため、雑草の除去等、ポイ捨てしづらい環境づくりとポイ捨て防止看板の設置について、前項と同様に、管理者である厚木土木事務所に要望したところ、看板の設置は難しいが所内で情報共有を行う旨の回答がありました。</p>

No.	意見・要望	担当課	回答
4	<p>国道412号沿い：そば屋「満留賀」横空地の雑草繁茂&amp;はみ出し樹木(桜)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地権者（厚木市）へは区から連絡済み。状況は承知だが放置(→先月に草刈り実施)</li> <li>・近隣の区民が見通しが悪い箇所(R-412右折時)の草を刈っている</li> </ul>	<p><b>環境課</b> <b>道路課</b></p>	<p>民有地は所有者等により適切な管理がされるべきものと認識しておりますが、生活環境の保全上必要な清潔の保持がされていない「空き地」については、町から所有者等に対し、適正管理を依頼しておりますことから、当該地につきましても越境部分の剪定を地権者に依頼しております。</p> <p>また、町において、通行に支障が出る範囲の枝払いを行いました。今後も交通に支障が出ないよう注視します。</p>

No.	意見・要望	担当課	回答
5	<p>防災無線聞き取り難の課題（他の行政区でも同様） デジタル化の効果の検証をお願いします</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対策案として提示されてから数年が経過しました</li> </ul>	<p><b>危機管理室</b></p>	<p>町では、防災行政無線のデジタル化に際して、音の到達する範囲のシミュレーションを実施し、スピーカーの種類や、向き、角度の調整を行い、できる限り難聴地域がでないよう設計しておりますが、スピーカーの位置や地形、建物の配置等で、音の伝わり方は変わってしまうため、現状では難聴地域の完全な解消は難しいものと考えております。</p> <p>こうしたことから、町内数か所の防災行政無線子局（スピーカー）の試聴等を行い、できる限り聞き取りやすい放送となるよう、アクセントやスピード、言葉の間などに配慮しておりますが、聞こえづらい場合には、電話で放送内容を聞くことのできる「音声自動応答サービス」や「あいかわ防災行政無線情報メール」で情報を配信しているほか、戸別受信機の有償配布とともに、J：COMと協定を締結し、屋内で防災行政無線の情報が聞けるサービス「防災情報サービス」も準備しております。</p> <p>さらに本年8月からは、テレビ神奈川のデータ放送を活用した防災情報（防災行政無線の内容を表示）等の提供を開始しておりますので、ご活用いただければと存じます。</p> <p>また、こうしたさまざまな情報媒体を町民皆さんにご活用いただけるよう、町広報紙やホームページへの掲載はもとより、防災訓練や避難所運営委員会等の事業を実施する際にPRするなど、機会を捉えて周知してまいります。</p> <p>なお、放送が聞こえづらい場合は、現状を把握するため、区役員の方々に立ち合っただき現地調査を行い、対応を検討しておりますので、今後ご協力をお願いします。</p>

No.	意見・要望	担当課	回答
6	<p>半原消防分署裏の交差点の安全確保 ← 最優先で対応して頂きたい</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・数年前からの区民要望案件（今年も数名の方から要望）</li> <li>・一旦停止を守らない車、スピードを出したまま内回りでR412側へ右折する車が絶えません。事故寸前の事例を頻繁に聞きます</li> </ul> <p>5月の現場立会いで出た案ですが、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①一旦停止線前のカラー舗装</li> <li>②優先側に数mの短いセンターラインを引く</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区民には『回覧板』『掲示板』で注意喚起。半原小にも連絡。半原交番には巡視を依頼するが、通学の時間帯は勤務の関係上なかなか困難</li> <li>・通学路。防犯カメラの設置の要望もあります</li> </ul> <p>●住民課：保留案件→R5年度に実施予定の回答（11月24日時点）→ R5年度の実施計画を開示してください （経緯、現場詳細、今までの検討内容等は住民課にお聴きください）</p> <p>5月9日：住民課と現場立会いで互いに課題を共有（住民課2名、区側5名）</p> <p>10月：（住民課、教育総務課、厚木警察）で対応を協議したとのこと</p>	住民課	<p>当該交差点における安全対応策について、要望のありましたカラー舗装およびセンターラインについては、本年度中の実施は予定しておりませんが、今後、検討してまいります。</p> <p>なお、当該交差点の安全確保対策の強化について、厚木警察署に令和5年1月に改めて要請したところ、警察による一時不停止の取り締まりが実施されるなどの対応が図られておりますので、引き続き警察と連携して対応を行ってまいります。</p> <p>防犯カメラの設置についても、不審者や窃盗などの犯罪箇所を考慮し、厚木警察署と協議して検討させていただきます。</p>

No.	意見・要望	担当課	回答
7	<p>広報あいかわ：大変読みやすくなりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表紙の写真が楽しみです</li> <li>・記念撮影の写真：撮影時だけでもマスクを外されてはいかがでしょう</li> <li>・記念撮影の写真：受賞された方を中心に、表彰する側の方々は両サイドに整列してはいかがでしょう（受賞者に敬意を表して）</li> </ul>	<p><b>総務課</b></p>	<p>広報あいかわに掲載している写真につきまして、記念撮影の場合は可能な限りマスクを外していただいております、引き続き同様の対応を続けてまいります。</p> <p>また、撮影時の並び方につきましては、ご意見として今後の参考にさせていただきます。</p>

No.	意見・要望	担当課	回答
8	<p>広報あいかわ：『行政区からのお知らせコーナー』新設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広いスペースは要りません</li> <li>・9月10日、半原地区5行政区初の共催で、神奈川工大准教授による『プラスチック環境問題の講演会』を半原小体育館で開催。『広報あいかわ』への案内掲載の可否を担当課に問い合わせた(TEL)ところ、『私的な催し』との理由で却下されました。1週間後の回答でした。</li> <li>・行政区の催しを『私的』と判断された根拠を教えてください</li> <li>・町民に自治会の活動を知らせることは大切と考えます。(自治会加入の促進)</li> </ul>	<p><b>総務課</b> <b>行政推進課</b></p>	<p>「広報あいかわ」の記事につきましては、紙面に限りがあることから、原則として「①町事業」「②国、他の地方公共団体からの依頼」「③社会福祉協議会等の公共的団体からの依頼」「④町文化協会、町スポーツ協会加盟団体からの依頼や、町・町教委が後援しているもの（従来「お茶の間通信」に掲載していたもの）」の優先順位により掲載しており、③④については、各団体の構成員に限ることなく、広く町域全体を対象とした事業等を掲載することとしております。</p> <p>掲載のご依頼をいただいた講演会については、行政区主催ということで③の「公共的団体からの依頼」に該当しますが、ご相談をいただいた時点で、半原地区5行政区の区民の方を対象とした催しということであったため、他の記事量も考慮した上で、お断りさせていただきました。</p> <p>なお、行政区主催の講演会の掲載事例がなく内部の協議に時間を要したため、ご回答が遅くなりましたことお詫び申し上げます。</p> <p>また、各行政区の区民の方が対象の催しについては、「あいかわ町民活動サポートセンター」ホームページにおいて、登録いただいている行政区の専用ページを設けており、この中で、自治会活動の周知が可能となっておりますので、掲載希望データがありましたら、あいかわ町民活動サポートセンターまでお問い合わせいただければと存じます。</p>

No.	意見・要望	担当課	回答
9	<p>愛川町への鉄道誘致をお願いします</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小田急線延伸を強く進めて頂きたい。</li> </ul>	<p><b>企画政策課</b></p>	<p>本町ではこれまで、小田急多摩線の延伸につきまして、住民団体等と一体となって関係機関へ要望活動を展開するとともに、近隣自治体と共に調査研究を行ってまいりました。</p> <p>こうした活動の結果、平成28年には、国の交通政策に関する重要事項についての調査審議を行う交通政策審議会の答申において、小田急多摩線の上溝までの延伸が明記されたほか、上溝以西（愛川町方面）への延伸につきましても、上溝までの整備の進捗状況を踏まえ検討することが適当とされたところであります。</p> <p>また、本年3月に改定されました神奈川県交通施策の基本的な方向を示した「かながわ交通計画」においても、小田急多摩線の愛川・厚木方面への延伸が新たに位置付けられるなど、延伸の実現に向けて一步一步前進しているところであります。</p> <p>しかしながら、人口減少が進む中での鉄道の整備は、事業採算性の確保など課題もありますことから、交流人口や関係人口の増加など需要確保策について検討を行うとともに、上溝までの延伸の進捗状況などを踏まえつつ、引き続き住民団体や近隣自治体等と協力しながら、要望活動や調査研究を行ってまいります。</p>
10	<p>バス通学補助額の増額の検討をお願いします</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛川町の補助を受けても負担が大きい。バス料金が高く、町外に引越す家庭もあると聞きます</li> </ul>	<p><b>教育総務課</b></p>	<p>今年度から、保護者の経済的負担をさらに軽減するために、バス通学助成金については従来の20%から25%へと助成率をアップしたところです。</p>

No.	意見・要望	担当課	回答
11	<p>健康講座などへの参加年齢制限幅の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者向けの健康講座などで年齢制限された催しがありますが、制限枠を外れ、参加出来ない場合があります。余裕もった年齢制限幅に見直しをお願いします。</li> </ul>	<p><b>高齢介護課</b> <b>健康推進課</b></p>	<p>健康推進課で実施する健康増進事業は、健康増進法に基づく事業として各種教室の対象年齢を40歳から64歳までの壮年期としており、この年代の方に向けた運動負荷等の内容となっていることから、安全を確保するために年齢制限を設けております。</p> <p>65歳以上の方を対象とした各種事業は高齢介護課で実施しており、「転倒予防教室」をはじめ「水中運動教室」や「認知機能低下予防教室」、認知機能低下予防のための運動教室や音楽教室など、生活機能の維持・向上や健康寿命の延伸を目的に、高齢の方の特性に応じた内容となっています。これらの事業は、町で作成し高齢介護課窓口に配架している「在宅高齢者のための制度案内」冊子や、民生委員児童委員さんによる制度のお知らせ、さらには毎年5月の「広報あいかわ」やホームページへの募集案内の掲載などにより周知を行っておりますが、今後さらに広く周知を行えるよう努めてまいります。</p>
12	<p>地域経済復興券の再配布</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去3回の経済復興券配布はコロナ禍で収入が減少した世帯に大変助かる施策でした。第4弾を期待しています。</li> </ul>	<p><b>商工観光課</b></p>	<p>復興券の発行にあたりましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を主な財源とし、コロナ禍の影響で凍結したイベントなどの事業費も含め、事業を実施してきたところであります。</p> <p>今後につきましても、国の交付金の状況によりますが、いただいたご意見（町民ニーズ）などを総合的に勘案しながら検討してまいりたいと考えております。</p>

No.	意見・要望	担当課	回答
13	<p>積雪、凍結時の愛川中学校までの通学路安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・細野区から愛川中学校への通学には、馬渡坂を通ります</li> <li>・馬渡坂は日陰が多く、積雪時は凍結が酷い状態が長期に渡って続きます</li> <li>・車道と歩道の除雪を早めをお願いします</li> </ul>	<p><b>教育総務課</b> <b>道路課</b></p>	<p>大雪が予想される日の前日には、学校にて生徒に積雪時の通学方法について指導するほか、保護者に注意喚起のメールを送るなどの対応をしております。</p> <p>なお、悪天候時には、学校と教育委員会が協議のうえ、始業時間や終業時間の変更をはじめ、臨時休校等の対応を行い、生徒が交通事故や雪による事故に遭わないように努めております。</p> <p>また、降雪時には早期に除雪できるよう努めるほか、凍結が見込まれる場合には凍結防止剤の散布を行います。</p>
14	<p>通学路の歩道整備（半原消防分署～原白区境界まで）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この通学路には歩行者保護の施設がなく、通学時には412号に抜ける通勤車両が多く利用します。子供達の安全が十分には確保されていません</li> <li>・町有地の法面を利用して歩道幅を拡幅して頂きたい</li> <li>・暫定として、現況での歩道スペースにカラー塗装をして頂きたい</li> </ul>	<p><b>教育総務課</b> <b>道路課</b> <b>住民課</b></p>	<p>町教育委員会と関係各課をはじめ、学校長や厚木警察署等の関係機関を構成員とする「通学路安全対策協議会」により、学校から挙げられた通学路内の危険箇所について、毎年合同点検を行い、箇所に応じた対策を行っております。</p> <p>消防半原分署～原白区境界の区間は、速度超過者の取り締まりを警察に要望するほか、啓発看板の設置や、交差点箇所へのT字マークの設置、路側帯の内側へのカラー舗装（緑色）等の安全対策を行っております。</p> <p>今後、さらなる安全対策ができないか同協議会などを通じて、関係機関と協議してまいります。</p> <p>また、歩道幅の拡幅につきましては、道路課への「行政区からの土木要望」として、詳細をお知らせいただければと存じます。</p> <p>なお、カラー舗装は歩道を設置していない箇所に施工するため、歩道上へのカラー舗装は実施しておりません。</p>

No.	意見・要望	担当課	回答
15	<p>「コミュニティフリッジ」を検討してみませんか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ SNSでも紹介されています</li> <li>・ フードロスや貧困支援、企業の廃棄ロス向上</li> <li>・ 農家の余剰野菜などの無償提供。代償に農作業を手伝う。</li> </ul> <p>会員制もある</p>	<b>福祉支援課</b>	<p>食べきれない食品を、必要としている方へ届ける取り組みとして、本町では平成30年度から「フードドライブ」を実施しており、賛同いただいた方から寄せられた食品を町社会福祉協議会が運営する「フードバンク」へお渡しし、困窮世帯等への支援活動に有効活用していただいているところです。</p> <p>いわゆる「コミュニティフリッジ（みんなの冷蔵庫）」につきましては、国内ではまだ歴史が浅く、その設置に当たっては安全性の確保をはじめ、様々な課題をクリアしていくことが必要な段階であり、今後とも情報収集を行ってまいります。</p> <p>このようなことから、まずは町社協との連携のもと、現行の「フードドライブ」と「フードバンク」の取り組みのさらなる浸透を図り、好循環の仕組みの確立に努めてまいりたいと考えております。</p>
16	<p>行政区から町への依頼案件に対しての回答をお願いします</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町へお願いした案件、打合せた案件には、是非とも回答をお願いしたい</li> <li>・ 途中経過でも結構です</li> </ul>	<b>行政推進課</b>	<p>行政区から町への依頼案件につきましては、依頼を受けた担当課において、必要に応じ結果や途中経過の報告等を行うよう努めておりますが、具体的な案件につきましては、行政推進課へご連絡をいただければと存じます。</p>
17	<p>No.16と同様に『ファミリアミーティング』についてもお願いします</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H26年度にも同様な意見が出ていますが、その後の回答を含め、回答をしている形跡が見られません</li> </ul>	<b>総務課</b>	<p>「ふれあいファミリアミーティング」につきましては、可能な限り早急に対応し、回答に反映するとともに、継続的な案件に関しては、前項と同様に必要に応じて結果や途中経過の報告等を行うよう努めておりますが、具体的な案件につきましては、総務課へご連絡をいただければと存じます。</p>

No.	意見・要望	担当課	回答
18	<p>ごみ収集所の課題（本来は行政区の課題ですがあえて苦悩状況を記載します）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅が増え収集所が不足している（1ヶ所で30世帯で使用している例も）</li> <li>・収集所を増設したいが自治会未加入者が半数、無関心を装う区民が増え、思うようにならない実情があります。回覧板でも周知できません</li> <li>・地域住民の繋がりに問題はあります</li> <li>・良い解決策をアドバイス頂けませんか</li> </ul>	環境課	<p>ごみ収集所は、自治会加入・未加入を問わず、利用世帯数が概ね10世帯あれば設置することは可能ではあるものの、設置にあたりましてはご苦労があるものをご推察いたします。町内の行政区（自治会）の中には、ごみ収集所の清掃当番を順番に行うなど、利用者間相互の信頼関係が構築されている場合には、自治会加入・未加入を問わず、使用している事例もありますので、このような各区における参考となる事例については区長会と連携して情報収集し、汎用性の高い取り組みについては皆様と情報共有するなど、必要な検討を進めてまいります。</p>
19	<p>ごみ集積所付近の景観、環境を良くしていきませんか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収集所が道路上でネットだけ、風呂桶を使ったりとか手造りの囲い等バラバラ。</li> <li>・都会では歩道上の収集所も多く見栄えがよくありません。</li> <li>・是非、他の市町村のモデルとなる様な景観に配慮した町づくりを進めて欲しい（狭い区域で結構ですから、モデル地区を設けて改善してはいかがでしょうか）</li> </ul>	環境課	<p>ごみ収集所は、利用者の皆様が利便性や地域性、立地状況などを考慮され、管理しておりますことから創意工夫に富んだものとなっております。</p> <p>今後、住みよいまちづくりを進めるうえで、本町の豊かな自然環境と調和した町並みの創出など、良好な景観づくりも課題であると考えておりますことから、貴重なご意見として受け止めさせていただきます。</p>